

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	認定計画実施者に対する改善命令
処分権者	市長
根拠規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条
基準規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条
処分基準	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条 （改善命令） 第13条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 2 所管行政庁は、認定計画実施者（第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	長期優良住宅建築等計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項
基準規定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項
処分基準	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条、第14条第1項 （改善命令） 第13条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 2 所管行政庁は、認定計画実施者（第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 （計画の認定の取消し） 第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 1 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。 2 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者（当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。）に通知しなければならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	認定低炭素建築物新築等計画に係る改善命令
処分権者	市長
根拠規定	都市の低炭素化の促進に関する法律第57条
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	低炭素建築物新築等計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	都市の低炭素化の促進に関する法律第58条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	対象建設工事の届出等に係る措置命令
処分権者	市長
根拠規定	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第3項
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	分別解体等の方法の変更等の命令
処分権者	市長
根拠規定	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第15条
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	許可、認可若しくは承認の取消し、変更、その効力の停止、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は工事その他の行為の停止の命令若しくは必要な措置を執ることの命令
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第81条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	違反内容に応じて、聴聞又は弁明の機会の付与手続を行う。
備考	審査庁：山口県開発審査会（都市計画法第50条第1項）

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	許可の取消し、必要な措置を執ることの命令、工事の停止の命令
処分権者	市長
根拠規定	宅地造成等規制法第14条第1項・第2項・第3項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	違反内容に応じて、聴聞又は弁明の機会の付与手続を行う。
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	認知建築主等に対する改善命令
処分権者	市長
根拠規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	特別特定建築物に係る基準適合命令等
処分権者	市長
根拠規定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第15条第1項
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	基準適合認定建築物に係る認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	計画認定建築物に係る改善命令
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等
処分権者	市長
根拠規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	工事中の特殊建築物等に対する措置
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第90条の2第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第86条の8第6項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	被災市街地における建築制限
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第84条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第1号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	私道の変更又は廃止の制限
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第45条
基準規定	建築基準法第43条
処分基準	建築基準法第43条 （敷地等と道路との関係） 第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。 一 自動車のみの交通の用に供する道路 二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（第四十四条第一項第三号において「特定高架道路等」という。）で、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。）内のもの 2 地方公共団体は、特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性により、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	建築基準法第3章の規定に適合しない建築物に対する措置
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第11条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	保安上危険な建築物等に対する措置
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第10条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	違反建築物に対する措置
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第9条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	国土交通大臣等の認定を受けた者による確認（確認済証の取消し）
処分権者	市長
根拠規定	建築基準法第6条の2第6項
基準規定	建築基準法、都市計画法その他関係法令本則
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	特定建築物に係る基準適合命令等
処分権者	市長
根拠規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	認定建築主に対する改善命令
処分権者	市長
根拠規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	建築指導課
処分の 名称	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条
基準規定	
処分基準	建築基準法、都市計画法その他関係法令 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号